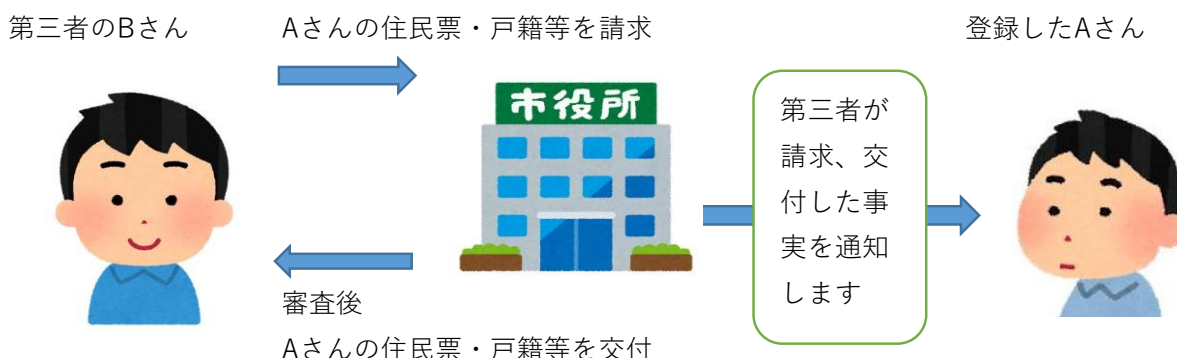


登録しませんか？

本人通知制度

個人情報を不正取得から守りましょう

あなたの住民票等を第三者へ交付したときに、登録した本人に通知します



第三者とは？

本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由がありその身分を証明して申請をする人です。
資格のない人に勝手に交付することはありません。

登録は簡単！

- A 写真付き証明書（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）
- B Aをお持ちでない人は、資格確認書、年金手帳等の本人確認書類を2点
AまたはBのいずれかを持って 市民課窓口へ
(申請書と本人確認書類の写しがあれば、郵送でも申請可)

登録できる人は？

- 五條市の住民基本台帳に記載されている人、または記載されていた人
- 五條市の戸籍や除籍に記録・記載されている人、または記録・記載されていた人

通知対象の証明書は？

- 住民票・除票の写し、記載事項証明書
- 戸籍・除籍・原戸籍の謄(抄)本、附票、記載事項証明書

お問い合わせ先 五條市役所 市民課 0747-22-4001（内線262,263）
奈良県五條市岡口1丁目3番1号